

6/29
五夜

米軍犯罪 9割不起訴 昨年

平和委が資料入手

国内で2021年に発

生した米軍関係者（米

兵、軍属、家族）による

一般刑法犯（過失運転致

死傷などを除く）の起訴

率が約11・3%にとどま

り、約9割が不起訴とな

っている」とが、日本平

和委員会が入手した資料

で明らかになりました。

全国の一般刑法犯の起
訴率と比べると3分の1
以下であり、米軍関係者
が「優遇」されている実
態が改めて浮き彫りにな
りました。

殺人・傷害・暴行・横領は全て

■2021年の米軍関係者による刑法犯の起訴状況（全国）

罪名	起訴	不起訴	起訴率
公務執行妨害	1	1	50.0%
住居侵入	2	7	22.2%
強制わいせつ	1	1	50.0%
強制性交	9	1	18.2%
殺人	1	9	0.0%
傷害	0	3	0.0%
暴行	0	32	0.0%
窃盗	0	2	0.0%
横領	1	4	20.0%
毀棄(きき)隠匿	1	2	33.3%
その他	1	71	11.3%
(合計)	9	138	15.9%
自動車による過失致死 傷・過失運転致死傷	26	138	15.9%

※日本平和委員会まとめ

資料は法務省が開示しによる。米軍関係者に件に上りました。

た「合衆国軍隊構成員等による一般刑法犯は、起訴（殺人（1件）、傷害（9件）、暴行（3件）、横領（2件））は全て不起訴でした。強制性交は11件中9件が不起訴になりました。窃盗は33件中、起訴は1件だけ。住居侵入も9件中、起訴は2件にとどまりました。一般刑法犯ではない「自動車による過失致死傷・過失運転致死傷」でも164件中138件が不起訴で、起訴率は約16%にすぎません。

ん。一方、近年の全国の一般刑法犯の起訴率は30%台後半で推移しています。

地位協定の特権浮き彫り

す。

起訴率が低い背景には、日米地位協定と日米密約があります。協定17条は、米軍関係者の事件について、「公務中」の場合は米側、「公務外」は日本側が第一次裁判権を行使できると明記しています。しかし、日本政府は、1993年に日米合同委員会で結ばれた密約で、「実質的に重要である」と看做される事件「以外は裁判権を行使しない」と約束。この密約が今なお効力を持ち続けていることが裏付けられています。